

## 地方公共団体に対するアンケート調査の結果について

### アンケート方法

保健所を設置している地方公共団体 127 へ郵送

(都道府県 47、指定都市 13、中核市 35、その他の政令市 9、特別区 23)

### アンケート実施時期

平成 15 年 12 月～平成 16 年 1 月

### アンケート回収状況

回収率 100%

### 1. 基本的事項

#### (1) 最近 1 年間の兼務状況について

現在、保健所長が兼務している地方公共団体は 12 あり、25 保健所 (4.3%) であった。また、過去 1 年以内に所長の兼務があった地方公共団体は、現在、兼務があるところを含めて 21 か所であった。

現在兼務がある地方公共団体 12 団体のうち、所長以外の医師を配置しているところは、4 団体であった。(25 保健所中、5 保健所)

兼務している場合に配慮していることとしては、平常時には隔日勤務とし、緊急時のために連絡体制や応援態勢を強化している(7 団体)、すぐに出向くことができるよう(距離等)にしている(1 団体)との回答があった。

#### (2) 保健所・本庁等の医師の数

保健所等に勤務している医師は、全国で 1,655 人であり、各地方公共団体あたりの人数は、都道府県では 21.4 人、指定都市で 29.3 人、中核市で 3.0 人、その他の政令市で 2.8 人、特別区で 5.9 人であった。

保健所・本庁等に勤務している医師数(人)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	計
都道府県	28 (9)	166 (74)	361 (214)	323 (208)	128 (88)	1,006 (593)
指定都市	8 (3)	84 (35)	139 (55)	119 (55)	32 (12)	382 (160)
中核市	1 (1)	14 (9)	44 (32)	34 (22)	13 (12)	106 (76)
その他政令市	0 (0)	3 (3)	6 (5)	9 (8)	7 (4)	25 (20)
特別区	2 (2)	29 (23)	46 (31)	43 (29)	16 (13)	136 (98)
計	39 (15)	296 (144)	596 (337)	528 (322)	196 (129)	1,655 (947)

( )内は保健所に配置されている医師数の再掲

## 2. 検討の方向性

「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件を検討するうえで、検討の方向を次のようにすることについて、どのように評価されますか。

### 検討の方向

- (1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。そのために必要な資格要件を設定する。
- (2) その様な資格要件を満たす者を確保するために地方自治体、国等は最大限の努力を払う。
- (3) 現行制度における資格要件の下で保健所の果たしてきた役割、実績の評価を踏まえる。
- (4) 現行資格要件変更の是非と妥当性を検討するにあたっては、変更を必要とする具体的理由と上記(1) - (3)を勘案する。併せて、組織運営の効率性、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。

ア. 検討の方向として妥当である → 86.6% (110/127団体)

イ. 検討の方向として妥当ではない → 13.4% (17/127団体)

### 【イに対する理由及び代案】

#### (1) について

- ・ 最高水準の保健所長の確保のために必要な資格要件ではなく、最高水準の保健所の機能の確保のために、その長たる保健所長に必要な能力、資質を検討すべきであると考える。(他1件)
- ・ 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長の確保を目指すことについて異論はないが、それを直ちに資格要件の設定に結びつけることは妥当ではない。また、保健所長の資格要件の設定の問題は、保健所の機能及び保健所長の役割を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 今回の検討の方向では、地方の自主性の拡大を論点からはずしているが、地域における保健所の役割は、地方の意見を基に決定するものであり、全国一律に資格要件を定めるべきものではない。保健所長は、地域の実情に応じた相応しい人物を選任するべきであり、必要な資格要件をもって選任するものではない。

#### (2) について

- ・ そのような努力を払った上で、なお確保できない場合に、どのようにすることが最善かについても検討の方向に含める必要があると考える。

#### (3) について

- ・ (3)は不要。これまでの実績よりも今後どうあるべきかを重視すべきであるから
- ・ 保健所の果たしてきた役割、実績の評価が保健所長医師資格要件によるものかどうかは、明確とは言えないため。

#### (4) について

- ・ 「併せて、」以前の部分については不要である。

### (全体について)

- ・ 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」は組織としての保健所の果たすべき機能であり、当該組織の長である保健所長の役割とは密接に関係するものではあるが、完全にイコールではない。組織の長としての保健所長の役割に焦点を当て、その役割に求められる専門性をどこまで求めるのかという観点から検討すべきではないかと考える。(他 2 件)
- ・ 地方自治の本旨に従い、中央省庁主導の縦割りの画一的な行政システムを、住民主導の個性的で総合的な行政システムへと転換を図り、その結果として、地方公共団体の自己決定、自己責任というものを確立していく枠組みの中で、保健所の機能、保健所長の資格要件の在り方を議論することを大前提とする必要がある。 (代案) 検討の方向 (1) 地域住民の利益の観点に立った「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」は、いかにあるべきかの観点から検討する。 (2) その観点から、保健所のあり方及び保健所長の資格要件について検討する。 (3) 具体的には、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保は、第一義的に地域住民により身近な地方自治体が担うことが望ましいことから、個々の地方自治体が最もその地域の実情に適ったシステムを構築することを踏まえ、その上で、そのシステムに最も適った保健所長の資格要件とはどのようなものかについて検討する。 (4) その際には、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。
- ・ 保健所長に必要な資格要件を前提とした検討方向となっているが、むしろ保健所に必要な機能、職種（資格）など、総合的に検討すべきではないかと考える。
- ・ (1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の保健の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。 (2) そのためには、組織の長として、保健所に特有な専門的知見と、関係機関との連携・調整及び、リスクマネジメント能力、組織経営能力に優れた人材が必要とされるところである。 (3) このような観点に基づき、現行資格要件変更の是非と妥当性を検討すべきと考える。
- ・ 健康のみならず近年災害や環境など幅広い対応が必要となっている。・保健所も一つの組織体。その長には何よりもマネージメント能力が要求される。・どこでもパーカーフェクトな医師が確保できるわけではない。得られる人材を適材適所で活用することが必要。・参酌事項は医師にすべきという観念になっている。・どうすれば組織が有効に機能するかという観点で考えるべき。
- ・ 保健所長の医師資格要件の変更は、最初から論すべき問題ではなく、保健所として危機管理を含む「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」を遂行するに当たり、保健所長に求められる資格要件は何なのかゼロから検討すべきである。その結果保健所長に必要な資格要件として医師資格があるべきかどうか論すべきであると考える。
- ・ 検討の方向として、保健・医療・福祉の一体的な運営を視野に入れた項目を明確にする方がいい。
- ・ 保健所長の資格要件を狭く、小さく検討されている印象を受ける。
- ・ 地方公共団体の自己決定・自己責任を確立するためには、行政庁の長である保健所長に、医師資格という必置規制を加えることは妥当ではない。検討の方向性として、専門技術的要件を前提とした検討の方向性は妥当でない。